２　前項の規定は、行政機関から行政機関非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

規則第11条

法第44条の10第１項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

⑴　保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

⑵　保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

⑶　保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に行政機関において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。

⑷　特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

⑸　前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む保有個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該保有個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

行政機関の長は、行政機関非識別加工情報（行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別できないように、かつ、その作成に用いる保有個人情報を復元できないようにするために、規則第11条各号に定める基準に従って、当該保有個人情報を加工しなければならない。なお、「個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工」するためには、加工する情報の性質に応じて、規則第11条各号に定める加工基準を満たす必要がある。

また、行政機関から行政機関非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合、当該受託者にもこれを準用する。

３－２－１　特定の個人を識別することができる記述等の削除

規則第11条（第１号）

⑴　保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

行政機関が取り扱う保有個人情報には、一般に、氏名、住所、生年月日、性別の他、様々な個人に関する記述等が含まれている。これらの記述等は、氏名のようにその情報単体で特定の個人を識別することができるもののほか、住所、生年月日など、これらの記述等が合わさることによって特定の個人を識別することができるものもある。このような特定の個人を識別できる記述等から全部又はその一部を削除するあるいは他の記述等に置き換えることによって、特定の個人を識別することができないよう加工しなければならない。

なお、他の記述等に置き換える場合は、元の記述等を復元できる規則性を有しない方法でなければならない（※）。例えば、生年月日の情報を生年の情報に置き換える場合のように、元の記述等をより抽象的な記述に置き換えることも考えられる。

【想定される加工の事例】

事例１）　氏名、住所、生年月日が含まれる保有個人情報を加工する場合に次の１から３までの措置を講ずる。

１）氏名を削除する。

２）住所を削除する。又は、○○県△△市に置き換える。

３）生年月日を削除する。又は、日を削除し、生年月に置き換える。

事例２）　氏名、住所、電話番号が含まれる保有個人情報を加工する場合に次の１、２の措置を講ずる。

１）氏名、電話番号を削除する。

２）住所を削除する。又は、○○県△△市に置き換える。

（※）　仮ＩＤを付す場合には、元の記述を復元することのできる規則性を有しない方法でなければならない。

例えば、仮にハッシュ関数等を用いて氏名・住所・連絡先のように個々人に固有の記述等から仮ＩＤを生成しようとする際、元の記述に同じ関数を単純に用いると元となる記述等を復元することができる規則性を有することとなる可能性がある場合には、元の記述（例えば、氏名＋連絡先）に乱数等の他の記述を加えた上でハッシュ関数等を用いるなどの手法を検討することが考えられる。なお、同じ乱数等の他の記述等を加えた上でハッシュ関数等を用いるなどの手法を用いる場合には、乱数等の他の記述等を通じて復元することができる規則性を有することとならないように、事業者ごとに組み合わせる記述等を変更し、定期的に変更するなどの措置を講ずることが望ましい。

３－２－２　個人識別符号の削除

規則第11条（第２号）

⑵　保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

加工対象となる保有個人情報が、個人識別符号を含む情報であるときは、当該個人識別符号単体で特定の個人を識別できるため、当該個人識別符号の全部を削除又は他の記述等へ置き換えて、特定の個人を識別できないようにしなければならない。

なお、他の記述等に置き換える場合は、元の記述等を復元できる規則性を有しない方法による必要がある。

（参考）個人識別符号の概要

個人識別符号とは、その情報単体から特定の個人を識別することができるものとして行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号。以下「政令」という。）で定めるものをいい、次のいずれかに該当するものである。

⑴　特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号

・　生体情報（ＤＮＡ、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋）をデジタルデータに変換したもののうち、特定の個人を識別するに足りるものとして規則で定める基準に適合するもの【政令第３条第１号、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則（平成29年総務省令第19号。以下「総務省令」という。）第２条】

⑵　対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号

・　旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証の番号等の公的機関が割り振る番号【政令第３条第２号～第８号、総務省令第３条及び第４条】